Title	價値論理の所屬範疇への基礎付
Sub Title	A Foundation of Value-Logic on the Category of Habitus
Author	松本, 正夫(Matsumoto, Masao)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1951
Jtitle	哲學 No.27 (1951. 8) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	I have endeavored hitherto in this journal to deduce all kinds of logics from the categorical modes of the being (i.e. ontological categories of Aristotle) and to characterize them as "Logics of Being" as I was strongly against the doctrine that treats all logics as a kind of mental technic or mental structure. I "ontologicalized" dialectical logic as a logic pertaining to the essence-category of substance, deductive logic as a logic pertaining to the attribute-category of quantity, and relation, and inductive logic as a logic pertaining to the accident-category of action, passion, time, space and state. (These treatises were collected in my book "Sonzai no Ronrigaku Kenkyu" (Study on the Logic of Being) published from Iwanami 1944 Tokyo). In this treatise I attempted to characterize the fourth logic, i.e. login of value as a logic pertaining to the convenience-category of habitus. The 1st chapter treats critically different senses which the value-logic possesses according to the school of the Kantianism (Rickert), the school of phenomenology (Nicolai Hartmann), and the modern school of scholasticism (Johannes Hessen). The 2nd chapter defines from the apophantical point of view the character of value-predicate as a most free predicate which is added to the ultimate subject i.e. the substance according to the law of finality and this most extrinsical, only by the third party combinable convenience-connection between subject and predicate makes us possible to construct a system of value-predicates which at first sight appears to be quite independent from substance-subject. This is the reason why a Platonic predicatism is rather welcome in the domain of value-logic just in contrast of the Aristotelic subjectism in the domain of the other logics, dialectical, deductive and inductive. The 3rd chapter concludes with an ontological consideration that such categorical mode of being-predicate, 'ens per aliud et in alio', is nothing but habitus-category which on the One hand is, as it were, accidental and external to the
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000027-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

界一章 価値論に於ける存在論的要請

言性を否定し、「汝もし何らかの善を望むならば之を行え」との単なる功利的仮言命法に随することになり、もはや とせられるに到つた。即ち、実践意志の規準となる善価値が何 主観の先験的形式、卽ち、定言的命法に求めて以來、価値は一般に一切の経験的內容と心理的主観とから独立なもの う主観の形式は決して、外的ではないが内的である限りに於いてごれも一つの経験内容であるところの単に**個的心理** から独立した先験的の主観形式としてのみ質に道徳法の名に値いする無上命法が成立するのであるが、他方ととに云 の爲に善をなす」との道德法の無条件的至上性に対する畏敬の心情にも背馳することになる。 一汝そが善なるが故に善を行え」と云つて実践意志の規準を無条件的に善価値に置くことを不可能となし、 その行動に倫理的な価値を賦与し、それを倫理的に価値評価する等のことを可能ならしめる原理をカントが実践 らかの経験的内容を有することは直ちに道徳命法の定 かくて一切の経験内容 結局

哲学の基礎が置かれたのであるが、 方、作用に重点を置く心理主義的主観に対して特に意味統一に重点を置く論理主義的主観の强調せられたこと、 約せられ 派の価値論に於いては探究の目標は未だ客観に置かれず、 応する安当として厳密に使用される様になつたのである。かくてヴィ して実際カントでは用いられなかつた価値と云う用語もとこで始めて経験内容に対応する存在に対して先験形 の主観形式であつてはならないので、 く、同様に飽くまで普遍妥当的であるところの実践理性の純粋に先験的な主観の形式でなくてはならないのである。 カントのこの倫理的価値についての形式主義はロッツェに於いて一切の他の価値領域との共通の問題とせられ、 ない 所の自律的な先験形式が如何なる主観に於い て成立するか と云う点に掛つて居たので、 その性格は飽くまで形式的価値主観主義の立場に止まるものであつた。 純粋理性の先験的悟性形式が普遍妥当性を要求する意識一般のそれであつた 唯と価値の普遍妥当性の根據として、 ンデルバンド、 リッケル ŀ 特殊な経験内容に削 の理想主義的な価値 との点か 新カント 式に 5

的でしかも内容的なもののあることを我 であつて えるカンドの先驗主義を奉じ乍らも、先驗的なものが必しも形式的なものでなくてはならないとは考えない。 をなしたもので のもう一つの流 ところがプレン は至く内容の空疎 しかも内容的である価値実質が無上命法に於ける タノに始まり現象学を通じて遂にマックス・シェラーやニコライ・ハルトマンに結実する現代価 あつた。 れは如上の新カント派価値思想の影響を受け乍らも、 との人々 な同語反覆な形式でしかありえないことになる。 は価値 々に教えたのであるが、 (普遍妥当性) はあらゆる経験内容に先だち、 一善 を規定しなければ、 との様な内容的なものが無上命法に於ける善を規定 それを超えて存在論的客観主義への転向 現象学は本質諦観せられ 「善の爲に善をせよ」 之を制約するも るととろの先験 0 との自律 ts.

純粋理性の認識主観に

対する実践理性の評

価主観の優位

が主張せられたこと等が充分理解出來るので

対的、 **学疎な形式性に留まる時はそれは如何なる経験内容によつても充足せられ得い** もあるのであるが、 したところで、 ると云う、 れは無上命法たりえず、 無上命法の無上命法たる所以なるその自律性が保たれ、 ではないからである。かくて無上命法に於ける善は先驗的で として実現され 「経験的善であるから之を行え」と云うことは眞ちに「経験的善を望むならば之を行え」との条件 |規定せられた場合と異なり決して無上命法の自律的形式を破壞することにはならないのである。 習俗的な道德格率にも無差別に適用されうる様な外観を呈し、 云わば無関心無力な形式的な規範でなく、 それ た善は 実は無上命法に於ける「善」がもしその様な経驗的內容のもので充足されると、 が先験的である限 如 その自律性は失われて、 何なるものであつても我々の意志の対象とこそなれ、 9 経驗的內容、 単に条件的命法となつて仕舞うのである。 克くそれらのものを選択的に段階付ける実質的な規準たりうる 換言すれば、 しかも相対的な経驗的内容の諸善に対して無差別的に安当す しかも内容的なるものに依つて充足せられ 又この点からカントの 対象として実現された存在者の方から書の 云はば、 決してそれの規準とはならない 自律的道德形 何 形式主義を批判するもの となれ 蓋し、 的命法 その瞬間 式 た時 25 経験 無 以 如 にの 上のも 上命 なる相 **\*** 的 カン 内 らで らそ 対象 法 容 Z O

示す価値 のである。 以 唯 上に述 如上 値 しうることを忘 新力 の無条件性は何も倫理価値に限られず、 の価値実質主義では単にそのことに止まらず価値区分の根據を価値 たことは専ら倫理的価値に関してのことであつたが、善を善の故にこそ行えとなすカント ント 派の 価 れてはならない。 値形式主義が価値の区分を主観の先験的機能の相異にのみ依據せしめざるを得なかつた との点ではロッ 例えば眞の爲に眞を、 ツェ以後の新カント 美の爲に美をと云う風に 派 自体の中に求めることが 0 価値哲学 とことなら その 他 な Ø 出來るように D 無 いの 俪 上 值 C のに 法 般 為 K Ø

トマンは、論理主義が先験的主観を単に意味の統一として論理的に要請したのとはことなつて、寧ろこれを意識作用 ブレンタノの心理主義及び現象学の先験心理学の方法から察せられる如く、マックス・シェラーやニュなつたのである。 第二十七輯 学 第二十七輯 ブレンタノの心理主 客観性 で先驗主観乃至意識ー 認識主観の志向性の対象として一種の客観的事象性を附与せられ、ハルトマンに至つてはカントの否定した物自体 の先驗的事実と看て、それの分析から出発した。かくてカント以來主観內在的であるとせられて來た ての主 内在的のみならず て価値賦与の作用 くてはならないし、評価の作用は「価値の規準」に基く事物規定でなくてはならないからである。 としての経 体にまで超越化するところの実質的 が前提せられることなくして作用として成立しない。何となれば事物に向う賦与の作用は「価値」の賦与作 12 用 ナら回復 た価値存在論でもあつたのである。 の分析はその向うところの経験的内容を物自体にまで超越化する客観 性自らの 験的 は 先驗 意識一般の本性を専ら作用志向性に於いて看得する場合経験内容は上述の如くそれの対象にせられる樣になり、現象学的な「客観へ」の方向は遂に存在論の再生にまで結実するので 事 物に価値を賦与するか、或は事物の価値を評価するか何れかであるが、この何れの場合であるか、価値評価の作用であるか何れかである。つまりかかるものとしての志向作 超越的に客観化せられると共に、他方先験的にして且つ內容的な価値実質はやはり作用志向 中に到底止まり得ない。蓋し先驗主観が作用志向の事実として捉えられる限り、 的 内容とし どの何 価値客観主義を招來するのである。そしてこれがニコライ・ヘルトマンにかいて 値実質を志向 作用 によつて左右せられない、 れかであるが、この何れの場合にも 主義を招 志向作用の 來すると共に、先級的な アプリオリとして価値自 それは価値 かくて先験的 対象として単に 「経験内容」は 用 ライ は そ 性とし に関し る逆 価値 D

様に先験 志向作用自体とも云うべきもので、 作用の有無に拘らず、 たのであるが、 するのである。 る様になつた。 学的分析を通じて存在論化せられたニコライ ての客観対象に従属するものであつて、ここに「経驗内容からの独立」は「対象基体」からの独立と云う要求に変貌 た雑多を意味するものではなく、認識しても認識しなくても凡そかかるものを予想せずして自ら成立する物自体とし しての対象基体からの独立と、 が、 可能ならしめる意味の統一と云う論理 力 曾つて トの 的な志向作用の一つたる価値賦与乃至評価の作用主観を超越して価値自体も亦客観的に成立すると考えられ 形式主義に対しては実質主義、 カン ととでは先驗心理学的な現象学的分析によつてとのことは価値賦与乃至価値評価の 又上述した如く意識一 トの価値規準が経験内容からの独立と心理的主観からの独立を要求したのに対 つまり意識 反つてその作用自体の先験的前提として超越的 般は たとえ先験的であれ一 ととでは寧ろ心理主義的に解せられ心理的主観を内容的に可能ならしめる先験的 物自体がかかる志向作用の一つたる認識の作用主観を超越して成立した様に、 一的耍請 般の心理的主観からの独立は新カン その主観主義に対
とては客観主義が現代価値哲学の特色となった観 のその心理的主観からの独立を意味する云わば論理主義的主観説であつ • ハル þ 切の評価作用からの独立とが標榜せられる。 4 ンの認識 の形 に価値規準の 而上学では経験内容は ŀ 派に於いては 成立するもの 心理的主観を単 もはや単に Ĺ C あることを意味す つまり意識 現在では物 切の作用、その 內 た形 在 11 式的に せられ の現象 Ħ 休と 同

価値 も峻別したも を絕 ハ ネ 対化 ス のと指摘して居るが、 し本体化 .,, 七 ンはその著書 したものであるとして、 「哲学の教科誓」に於いてニコライ・ハルトマンが価値対象と存在対象とをもつと(一) 同時に価値対象を附与評価 之を価値存在論主義 の作用主観から全く超越したものとする限りに於いて Wertontologismus と非難し て居る。 1 计

て居るの

C

「回值論理

の所属範疇への基礎付

価値規準が実質的客観的なものとして作用主観から独立のものであることを認めつつも、一般的に価値的なものが、 対象と存在対象との間を峻別することには賛意を表しつつも、その兩者の媒介とみられる作用主観と価値対象との本 物自体が主観から独立である様に、作用主観と全然無関係に成立するととについては反対して居る。 質的な関聯を堅く主張して護らないのである。 つまり彼は価値

存在論主義の丁度逆の誤謬であるとして価値自然主義と呼んだのである。との立場は価値が存在基体に於いて実現し た状態乃至事態を扱つては居るが、それは決して価値自体を解明して居ないと彼は云つて居るが、成程、スコラ学 の一性質乃至一属性として単に存在対象の一述語に化してしまつたものと考え、それは価値と存在とを峻別する価 せられる」ens et bonum convertuntur と云つて価値対象を全然「宇宙論的」に存在対象と同一視し、価値を存在 に於いて価値に相応すると見られて來た所属範疇 habitus が或る時は性質範疇 qualitas 或る時は状態範疇 である。即ち、スコラ的存在論は「存在は質と代置せられる」ens et verum convertunturとか、 ヘッセンが価値存在論主義と共に非難の的とするのは彼の云うスコラ的価値論の価値自然主義 Wertnaturalismus と同一視されたりして甚だ明瞭を欠く現状であつて見れば、この非難にも尤もなところがあるので 「存在は葬

の理性に対する適合を表明する」との聖トマス・アクィナスの命題は善とか真とか云ら価値名称が なる自然物視したことになるであろうか。「善と云う名称は存在の意志に対する適合を表明し、眞と云う名称は な主体との合宜関連に於いて始めて成り立つことを示し、決して単に宇宙論的な自然存在の中に埋沒せしめられるも ところがスコラ学の立場が一存在は善又は真と代置せられる」と云つた時、果してヘッセンが考えた様に価値を単 理性的乃至意志的

作用自体 物については勿論のこと、 限 それの媒介なしには決して帰属させて居ないことは実は極めて見逃しえない重要な点なのである。 的述語が存在そのものに本性的に帰属することを認めず、専ら理性的意志的な精神主体との関連に於いてしか、 存在そのものに正にその本性上の理由から帰属することを認め乍ら、独り「眞」verum「善」bonumの のでないことを明らかにして居る。かくてヘッセンによつて唱えられた価値自然主義の非難はこの根本問題に関する しえないものである。 「光あれと云い給いければ光ありき、 自然的な存在対象もそれが神の創造と云ら価値賦与乃至価値評価の何らかの精 スコラ的存在論が 而して之を善しと見給えり」、の媒介なしに超越的な価値述語 「事物」res「或るもの」aliquid「一つ」unum 我々 等の超越的 価値的 は 神主体 人工的 を存在 な超越 即ち 語

対象自体に帰しえたことはないのである。

の志向 義に非難すべき点があるとしたならばこの様に価値を本來対象たる物自体、 B 様に先づ存在対象たる物自体に向うのである。 かかる作用主観以前にアプリオリに価値自体が前提せられねばならない意味に於いて客観主義は是認せられるとして Zig' 値中立的とせられ、且つ一切の志向作用を超越した物自体的存在対象から全く分離せられ、それと全く並存する意味 に於いて価値賦与乃至評価の志向作用を超越するところの物自体的な価値対象と看做されるとするならば確かに欠陷 ある。 他方、 我 作用の行めるる方法的対象 K は ヘッセ 盖 価値 を価値 ンにより価値存在論主義として非難せられたニコライ・ハ 価値賦与乃至評価の志向作用は決 自体に賦与するの 0 quo に過ぎす、 でも価値目体を評価するのでもない。 我々は物自体に価値を賦与し、 して価値自体に向うのではなく、 志向作用の本來対象 ルトマ panb pi 即ち、存在基体と取り違えたことに存す 価値 物自体を価値ありと評 ンの価値自体も、 矢張りその他 自体はよつてもつて賦与乃至評価 たりえない。 一切の志向作用 કૃ もしそれが全然価 L 価する。 価値 存在論 と同

質的な述語自体である限り矢張り重要な「である存在」の変容であり、我々は之を存在の基本的範疇たる「所属性」 観的であつても、決して物自体的な存在基体と等しく主語的ではありえず、述語的にのみ客観的なものである。価値 その志向作用の媒介に依つて前者に帰属せしめられるのである。 る。賦与乃至評価の志向作用に於いて存在基体はあくまで主語的なものであり、価値は常に連語的なものとして正に 自体は、主語でも述語でもない志向作用自体を媒介者とするところの特異の述語的なものであるが、それが客観的実 に於いて扱わうとするのである。 価値は価値的志向作用以前に成立する規準として客

実体範疇ではない。それは実体範疇に帰属させられるとしても、存在対象自らの理由に基いて帰属させられるのでは 価値自体は確かに存在である、然しそれは決して志向作用の本來対象として主語的な物自体とはなり得ず、従つて 專ら志向作用自体の媒介に依るものである以上、分析的対象関聯に據る属性範疇でも、綜合的対象関聯に依る 対象的には主語と原則的に自由の関聯にある合宜的述語範型たる所属性の範疇に該当するのであ

€ s, habitus

拙(1) J. Hessen, Lehrbuch der Philosophie, Bd. II, Wertlehre.

る。

exprimit hoc nomen verum. Convenientiam ergo entis ad appetitum exprimit hoc nomen bonum. Convenientiam vero en is ad intellectum S. Thomae Aquinatis Quaest. Disput., Q. I. Art. I, In anima autem est vis cognitiva et appetitiva.

つ」unum であるのは存在が否定的に不分割 indivisum として示された限りに於てであり、「蹴るもの」。liquid であるの は他の存在から区別された aliud quid である限りに於てであつて、何れも專ら存在の本性に由来する名称である。これに反 存在が「もの」res であるのは存在が肯定的に本質 quiditas vel essentia として示された限りに於てであり、「一

社(四) も一つの存在であることは後に新カント派自身によつても認められたのである。 第三者の主観機能の媒介の重要性の故にここに主観主義的な認識論の出発点も存したのである。新カント派のウィンデルパン 述語についての上述の特異性の故にそれは特に「存在」と対立する「妥当」として主観化せられたのであつた。しかし「妥当」 ところに特殊性がある。勿論その場合と雖も価値述語も基体主語も共に存在概念であろ限り、之は存在論の問題ではあるが、 容上相関聯して居るのであるが、価値述語の他の存在主語に対する関聯にはこの主観の指定機能自身が不可欠の役割を演ずる 語措定を客観的に眞ならしめる要素である。つまり主語と述語とは第三者である主観機能の媒介に依らず、旣にそれ自身の內 ろ由来するものである。Thomae Aquinatis Quaest. Disput., Q. I, Art. I, Corpus Articuli. 参照 る本性を有するあるもの」 aliquid quod natum est convenire cum omni ente 即ち、精神的主観 anima との適合から寧 して存在が「賃」verum であり「善」bonum ト、リッケルトに於て存在の「眞理認識」も亦存在の「善」「美」評価と共に一つの価値評価とされたのであるが、この価値 主語と述語との関聯は主語と述語とが示す対象的な存在自体の関聯に基くものであり、これが主観的判断機能に基く述 であるのは存在の本性からのみでなく、存在と「元来凡べての存在と適合す この問題に関しては拙著「存在の論理学

# 界二章 所属範疇の命題学的構造

一九四四・一九四八年)九〇頁、註九及び次章を参照せられたい。

上に示した如く、 無関係に存立する物自体と考えるニコ 係に存立しうる存在対象の物自体の概念を価値領域に移入して価値を恰も一切の主観的な価値賦与乃至評価の作用と 主観的志向との関聯に於てのみ規定せられて居ることに注目すべきである。 「眞」とか「善」とかの価値概念を存在概念と同一視するとスコラ学が非難されるのが常のことであるが、実は以 スコラ学に於いても価値は決して単なる存在関聯にのみ由來するものでなく、必ず認識乃至意志の ライ • ハルトマンの価値存在論は価値規準が主観的な志向作用に先行すると主 又他方主観的志向を超越してそれと無関

価値論理の所属範疇への基礎付

関係でなく、 観的であつても主観的志向と無関係ではないと主張したことは正しいと思われる。かくて存在自体が志向的主観と無 張する限り正しいものであるとしても、価値賦与乃至評価の志向作用の本來的対象があくまでも存在対象の 向うものであつて、 かないとの重要事実をそれは見誤つて居るので、との点ヘッセンがニコライ・ハルトマンを批評して価値自体は客 又価値自体が志向的主観と無関係でないとすれば、 決して価値自体に向うものではなく、 価値は賦多乃至評価の志向作用にとつて単に方法的対象で 志向的主観を媒介として存在と価値とは互いに関聯 物自体に

イ・ハルトマンの価値自体説は価値と中立的な存在との極度の分離を説くのであるが、ヘッセ 斯くてこそ存在と価値とは全然同一でなく、又全然無関心独立でもなく、その何れにも非ざる志向的主観と云う第三 関聯に重点を置き、 者によつて媒介的に関聯せらるべきものであることが解る。従來のスコラ的価値論は主としてとの第三者と存在との の全体の関聯を扱つて居るとは云えず、上述の如く、 たる志向的主観と全然同一視する限り、 た以上、正に客観主義の名に値い と見られるのである し合うものであることが容易に理解せられる。 は志向作用 スコラ学は価値と存在との代置を説くが、それは必ずしも存在と価値とが同一であるとしたのではない。 叉価値がこの第三者たる志向的主観と全然同一視せられる限りに於いてカント と無関係でなく、 現代の価値 カ> 5 ス コラ 之を通じて存在対象の上に実現さるべきことを自らの本性上要請して居るのである。 自体論はとの第三者と価値 するものと考えられる。 的価値論 存在を単に志向的主観の内容に過ぎないとするカントの認識論的主観主義が **b**. 現代価値論 スコラ学は主観的志向と存在との関係にのみ偏し、 しかし兩者は斯く客観主義であり乍ら何れも価 との関聯のみに重点を置く嫌いがある。 も共に存在乃至評価と主観との同一視に一 的な価値主観主義が生じて來た ンの批判する如く、価 存在をとの第三者 様に反対して來 価値自 値と存在 

値

工 は主観的志向と価値との関係にのみ関心を集中して來て居るので、 Ļ 客観的な価値と客観的な存在との全体関聯を関心の対象とすることとを望まれる次第である。 との際軍ろ、 主観的志向を媒介的第三者として定

的な価 され、 たることを失わない。実体範疇は物それ自体の範疇であつて問題ないが、属性範疇と雖も実体に内在し乍らも る所謂、 るとの存在対象に対して云わ に成立し、単に本來的な物自体たる実体の樣式のみならず、派生的な物自体たる属性 所謂存在対象は実体の無条件的自体性を中心とし、それを条件的に媒介する属性乃至偶性の樣式に於いて一応完結的 Ø て存在基体に賦与乃至帰属させられる限り一つの「である存在」である。それは自ら存在自体ではないとしても一つ 帰属せしめられることになる。存在対象自体に於いて最も主語的な実体も自らの述語として主語述語関聯をもつて示 に依つて」 per se である、必然的であるとの一種の自体性を有し、偶性範疇も実体から偶発する不定のも い以上、 「自らに於て」in se 存在たることは失わない。勿論自体性のない存在は通常の存在でない。妥当存在 Geltungssein は自体性を有しな 価値賦与乃至評価の志向作用は存在基体を主語としてこれに価値述語を帰属せしめる作用である。 属性も偶性 値述語は 最も存在性のないものであり乍ら、矢張り主語的な存在基体自体に帰属せしめられる連語として一つの存在 存在対象に対して客観的にして自体性のない妥当価値が対峙し、 如 何 も実体主語に対する固有な主語 なる主語・ であるとの一種の事物性を失わない限り、 は価値述語が 述語関聯に立つのであろうか。 主観的志向作用を媒介として対立する形となる。 述 語関聯を以つて示されたのであつたが、 矢張り自体性を保有して居ると考えられる。 後者が前者に主語述語の命題関聯に於いて 偶性の 客観的にして自体性 之らに対して最も他者 网 体式に於ける総 価値は述語とし かくて 「自ら のあ 体

般に 主語 伽 値論理の所属範疇への基礎付 ・述語の関聯には四つの基本的な型を設定することが出來る。 即ち、 任意の命題に於ける述語はその主

内属すると云う主語 立し、 合わす互いにはなればなれになつたまま互いの間に成り立つところの全く自由な関聯とである。そして述語が 附加すると云う主語 性格とこの分析関聯を支配する理由律の一般者推論性格とが相俟つて演繹論理が展開し、又述語が の中に含まれなかつた何物かが主語に附加せられると云う綜合的な関聯、 関聯は、先づ主語が述語を含むと云う分析的な関聯、次に述語が主語を含むと云う、換言すれば、 は他者関聯に他ならない。 範疇の存在的性格とから如何にして弁証法論理が展開せられるかについては曾つて論考したところである。 ないと主語・述語 の様な命題の肯定形が同一命題、その否定形が矛盾命題に他ならず、又との様な自ら以外の如何なるもの も共に自ら自身であり、主語・述語関聯とは自らの自らに対する云わば自己関聯に他ならないものとなる。 ではなく、自らについての述語 他の主語の述語にもなり得ざるものとなり、この主語を强いて述語とするとすれば、それは他 どにまでも求めて遡求する系列を下降主語で kárwの系列と呼ぶが、この系列の究極に到れば主語はもは 語に依存するが、 この存在性格とこの綜合関聯を支配する因果律の現象記述性格とが相俟つて帰納論理が展開することも旣に他 **遠語関聯に対してその他の考えられうる主語述語関聯は何れも述語が自ら以外の主語に依存すると云う云** その主語が他の命題に於いては述語として更に他の主語に依存する。そこで述語の依存する主 の基本的関聯とそ実体範疇と呼ばれるものなのである。そして同一・矛盾律の本質定義性格と実体 ・述語の第二の基本的関聯に於いて「性質」「分量」「関係」の属性範疇が成立し、 述語の第三の基本的関聯に於いて「能動」 ととで主語と述語とは別々の他者同志であつて、との互に他なる主語・述語間 praedicatum sui としか云えない究極命題に達する。この様な命題では主語も述語 「所動」 更に今までの如くに主語 一時間」 「空間」「状態」 のものについての連番 述語に 主語に何ものかを と述語とが Ø 偶 その存 に可 や如 性 於いて主語 にも依存し そしてと との第一 範疇 能なる 主語 何なる なり

関して、殊にそれの他の主語・述語関聯に対して有する特長を先づ考察することにする。 日論考したところである。そこで主語に対して全く他者である述語を主語に附加帰属すると云う第四の基本的關連に

越的な意味で他者的である。何となれば理由律に支配される第二の主語・述語関聯は、理由律に於いて帰結が全く理 介されて来て居るのである。実体範疇は「自らに於いて自らに依つてである」 語とは内容的に交錯し、主語・述語関聯はことでは兩名辞概念の単なる形式的結合でなく、 由に内在し、 et per se ens と云う事物内在的の存在論的性格のものであるが、それでもその「自らに依つてである」 per se ens 存在論的性格を有するもので、これは同一・矛盾律に支配せられる上記第一の主語・述語関聯の中に弁証法的に專ら 質の関聯を意味するものであり、 主語は述語に於いて內容的に拡張させられる。との樣に分析的であれ綜合的であれ兩関聯の何れに於いても主語と述 三の主語 自体的のものとして成立するのであるが、之に対して他者的な属性範疇は「他に於いて自らに依つてである」in alio との自体性は主語・述語の分析的な第二の実質関聯を通じて始めて媒介せられて来たものであり、又他者的な偶 際の存在論的 主語と述語とが五 「自らに於いてである」 in se ens との自体性を主語・述語の綜合的な第三の実質関聯の媒介によつて確保して 述語関聯は、因果律に於いて原因が結果を拡充せず、結果は原因に機動せられて原因以上に拡延する如く、 性格は 理由が帰結を拡充する如く、 一いに他者として関聯するところの第二第三第四の基本的関聯の中でも、最後の第四関聯は全く優 「他に依つて自らに於いてである」 per aliud et in se ens と云う偶発事物的のものであつて、 他者関聯とは云つても、主語の自体性がとの何らかの実質的関聯を通じて述語に媒 主語は内容的に述語を自らの中に包擬して居り、 in se et per se ens と云う自己貫徹の 質にその内容に基く存在実 因果律に支配せられる第 性範

その

居るのである。

ところが最後の所属範疇乃至適性範疇は「他に依つて他に於いてである」 per aliud et in alio ens

との事ら他者的な存在論的 はもはや主語実体の自体性にのみ存するとは云えない新たな視点に立つべきもので一般にプラトン的と考えられる途 性が何らかの意味で述語に貫徹するものであり、 まれて居ないので、この様な範疇とそ主語と述語とが何ら内容的に交錯せず、 にのみ関聯する第四の主語・述語関聯に相応する。・今までの主語・述語の命題関聯は主語名辞の対象的内容の自体 もこの価値 的なものと考えられて来た主語主義の意義も存したのであるが、 性格のもので、 とこでは主語 主語と述語の結合が専ら主語的な実体的なものに依據し、とこに ・述語関聯を以て主語実体から媒介さるべき何 五いに自由であつて、専ら形 主語述語のこの第四の関聯の結合根據 Ø Ħ 式的機能 ち合

第二、第三の主語 存根據を見てこようとするのである。 して自らでは主語実体に帰属する力を有しない。それはその様な自体性なきものであり乍ら、矢張り主観 にその自体性を媒介されて居る述語的な属性乃至偶性と、 からは独立 レスの主語主義がもはや第四の主語・述語関聯に於いては維持されないとすると、ここにそれとは全く逆な述 主語 え方が ・述語の命題的な関聯が専ら主語より述語に向つて媒介貫徹せられる実体の自体性に依據するとするアリスト な客観的な内容の妥当存在に他ならない。 述 述語 有力となる。 は 一述語的な所属適性範疇に於いては特別な意義を得てくるものと解せられる。 Ŀ の自体性を仮定することで解決するものでなく、 述語 述したその存在論 関聯は勿論のこと、今ここに問題としている第四の主語・述語関聯にも全く不相 即ち、 述語 的定義 しかし命題の根據を述語に求め、 と主語との結合の から見て如何なる意味でも存 かくて主語 理由を反つて述語の自 とれとは離れて矢張り客観的内容的に成立して居るが存在 • 既に 述語の関聯はことでは主語自体性の代りに元 客観 述語を主観とし意識とする述語主義は第一、 在自体性を含有しないものであるから、 的 体性 内容的に に求め、 成立 述語自 して居る 体の 主語 中 にキ 応である。 的 的 志向能 実体並 観の実 成 力

自体性なく、唯、安当存在的でのみある価値述語との兩者の何れかに結合の根據を求めず、それら客体的 伴つた属性偶性と共に全体として今度は価値述語に対し専ら対象基体としてのみ聯関するのである。 しか有つて居ない以上、軍に基体としての意味しか有しえないのである。(四) 主語も述語も内容的には何の交錯関聯もなく、全く互いに自由の関聯であつて、それが唯る機能的にのみ主観によつ 定せられず、単に実体に対して外から附加帰属させられるに過ぎず、実体も亦これをして自らの上に実現せしめる単 らを規定支配して居たことを示したかつたからであるが、今価値適性の述語に関しては実体は上述の様に自由な関聯 対してその何であるかと云うととに関して実体が何らかの意味で責任をとり、常に自らの自体性の媒介を通じてそれ て聯関させられると云うことになるのである。 0 なる基体となるに過ぎないのである。つまり実体は属性・偶性に対して専ら主体的であり、 にも非ざる第三者たる主観的志向機能 にの み結合の根據を求めることに依つて解決するのである。 我々は実体を含つて主体と名付けたのであるが、それは属性、偶性に 価値適性の 述語は実体によつて内容的に規 その限り、実体は自らに かくてととで な何れ Ø It

る主語 られるととについては他日論及したところであるが、上述の適性範疇に於ける主語・(五) 理由 理として目的律と云わ しい目的を有つて居ることが望ましいことであり、 必しも当然のことではないのである。 実体に於ける主語 の否定を意味し、 述語の分析関聯が充足理由の原理に、 叉因 れる目 述語の自己関聯が同 泉現 的 象律に 手段の原理を考察して見よう。 充足理由律に於いては理由の肯定は必ず帰結の肯定であり、 於いては結果の存在は必ず原因の存在を指示し、 一・矛盾の原理に支配せられ、 又偶性諸範疇による主語・述語の綜合関聯が因果現象の 又極めて当然のことの様に思われるが、 目的はそれ 主語 に適しい ・述語の他者関聯の中属性 手段を定め、 述語の自由な関聯を支配する原 原因の非存在は必ず結果の非 実はこの望ましいことが 叉手段はそれ 帰結の否定は 原理に支配 に適

断値論理の所属能疇への基礎付

した様に一方の他者が他方の他者を必然的に拘束する様なことは一つもなく、兩者は原則的に自由である。そしてこ 存在を指示するも つては目的となるものと手段となるものとの不適合が著しくとも、もつと强力な媒介者にとつては同様のも 何れかに属する本性的自体性に依るものでなく、全く第三の媒介機能者の力に依據するものである。ある媒介者にと あり乍ら、その何れにも非ざる第三の媒介者によつて合宣的に配合させられる。目的と手段との結合はこの故にその の本性内容の必然的な規定性によつて適合するのでなく、その各々の本性内容は何ら交錯することなき別 の自由な兩者の間であつてとそ始めて相互に適合すると云う合宜的関聯が始めて成立する。目的と手段とはその各々 も手段の否定を意味せず、手段の否定は必しも目的の否定を意味せず」。 出来るので、これがヘツセンが価値的なものが「誰かに対してのもの」für jemand であり、 的に配合せられると云う様に、雨者の適合には相対的の程度が考えられる。ここでは一人以上の媒介者について云つ 極 つ目的肯定は必しも手段の肯定を意味せず、手段の肯定は必しも目的の肯定を意味せず、又目的の否定は必し 勿論 的の兩方向)polare 同一の配合媒介者にとつてもその配合の機能如何によつて適合には種々の相対的程度を設定することが のであつたのであるが、目的と手段の関聯ではこの様な必然的関聯を如何なる意味に於いても認め Struktur のものであると云つたことに相応もすると考えられる。(七) 目的と手段との間には理 又兩極的構造。 由律や因果律に存 べのもので 0 が適合

語の自由関聯に於いて目的律の支配を認め、価値的 以上の様に原則的な自由の関聯に立つてその上に始めて適合する合宜関聯が成立する以上、我々 拓かれ 手段はこの合目的性の見地に於いて「善い」のである。そこで手段述語を何らかの実体主語に帰属させること たと云えるであろう。 目的に対して手段の意味する内容は「有益である」、又は「役に立つ」と云うと な所属適性の範疇を目的主語に対する手段述語 は第四の主語 として理 してゆ

は実体 る 迎 綜合的な主語・述語系列に於いて、もはや自分以外の如何なものの述語にもなりえざる究極の主語として始めて自己 的 K に立つ」ものであり、 8 K ક n ると云う無条件的な命題に於いて特に 善なるものの爲に な主語 申 手段述語 はやそれは条件的命題でなく、 くて最後に「実体」が自ら以外の「何か」でなく、正に「自らの爲に役に立つ」と云う系列の究極に達したならば 従つてとの条件的命題の前提する「何 乃至自己原因としての実体が成立し、(八) 我々は「実体が何かの爲に役に立つ」と云う命題に於いて矢張りこの様な条件的主語を認めることが 龙 爲に善い」と云う条件的な命題に於いて一般に手段述語が、「実体が自ら自身の爲に善い」、自ら自身に い」と云うことになる。 即ち、 何かに役に立つ、 蓋し、 我 አንኝ 条件的であれ何らかの実体主語に合宜的に帰属させられる時にその合宜性の故に価値的と呼んでい この場合には主語であつても他の場合には述語となり**う**ると云う様な相対的な主語に他ならないのであ さは特に狹義に「価値」と呼ぶのは右の意味での無条件的主語に帰属させられる手段述語に 「実体は実体以外の何かの爲に」と云う条件的主語に対する述語として一般に手段述語が帰属させ 価値とは狭義に解すれば、 求める」 更にぞの「何か」から他の「何か」へと手段は常に更に高次なる目的に向つて遡るのである。 何かに有益であると云うことになり、 と云う非手段的。 理由律に支配せられる分析的な主語・述語系列に於いて、又、 「実体が自らの爲に」と云う無条件的主語が手段述語を要求することに 価 値 述語が成立すると考えてよい。しかし本性上「手段述語」 その他の主語はその背後にこの実体を予想するとは云つても何れも条件 「それ自身の爲によい」、「それ自身に適合する」と云う、「善なるも 非功 か」と云う目的は更に別の「何か」に関しては今度は自ら手段として「役 利 的の何ものかを意味するからである。そこで「実体が実体以外の(九) 実体は実体以外の何らかの目的を条件としてその爲 因果律に支配せられる とは条件的な低 なる。 限定され 出来る 適合す のを 0 般

に一般に価値附与乃至価値評価に関して実体主語乃至対象基体に帰属せしめられる価値乃至手段述語を、目的律の支 次の価値述語であり、又「価値述語」とは本性上無条件的な高次の手段述語を意味するに過ぎないのである。との様

配する主語・述語の命題学的構造の見地から把握することが出来るのである。

註(一)、拙著「『存在の論理学』研究」昭和十九年、岩波書店、第三部二二七頁以下及び第四部三四七頁以下多照。 このことは「自らに依つてである」との自体性が実体に於いての如く「自らに於いて」の無制約的様式でなく、「他に

於いて」と云ふ分析的な制限様式を以て表示せられるとも云へよう。

註(三)このことは「自らに於いてである」との自体性が実体に於いての如く「自らに依つて」の無制約的様式を以てでなく、 「他に依つて」との綜合的な制限様式を以て表示されて居るとも云つてよいであろう。

註(四) 上掲拙著「『存在の論理学』研究」一二〇―一二一頁、一七六頁―一七八頁参照。

前揭拙著一〇七頁以下、二六五頁以下、三五八頁以下参照。

温(代) Johannes Hessen; Wertlehre, 1948, S. 59.

S. 56

註(七) 上揭拙著一五六頁以下、一六四頁以下参照。

示せん爲であつたと考へられる。 (九) カントがその無上命法に於いて一切の条件性を排したこともこの狹義に価値的なもの、理想主義的に価値的なものを表

# 価値存在の範疇論的性格

が、次にこの存在自体性を有しない妥当存在としての価値述語が対象基体としての実体主語に帰属させられることに 述語が専ら価値賦与乃至価値評価の志向作用によつて対象基体に帰属させられることは 上述 した 通りである

性 存在 ٢, K 対象に過 依つて如何なる存在論的事態が生ずるかを明らかにしたい。実体主語に対する自らの述語としての実体述語 カ> て るものであり、 て居る。 の主観的志向に依る主語・述語の結合以前に対象的に関聯させられて居り、それ自身対象自体の範疇として確立され 理解するととを非常に容易にしたのであるが、所属の範疇はもともと主観的志向作用の本来対象となりえざる方法 ら云つても確かに一つの存在であるのではあるが、しかも存在であるとしても何らの自体性のない妥当存在乃至意 何らかの客観性があり、又それが対象基体に帰属させられることによつて新たな存在論的事態を由来すると云う点 応主 偶性 と見られ、 観 実体主語 しかるに第四の所属乃至価値述語は唯ゝ專ら何らかの主観的志向に依る媒介によつてのみ対象主語と関聯す の側に成立するものであるから、この述語範疇の存在論的性格の理解は甚だ困難である。それは主観に対し ぎないものとして主観に対しては客観的であり乍ら、 の諸範疇が 之が その に対する属性述語も、 何れも先づ主観的志向作用の本来対象自らの基本的形式であつたことはそれらの範疇を存在論 基 他の範疇の如くに純粋に対象的な存在様式とは見られず、 体 主語 に帰属させられるととに依つて新しい存在論的事態として実現するのである。 叉偶性述語も 何れも主語的対象的なものとの宝質的交錯を通じて、 物自体的な存在対象に関してはそれから離れて云わば 一応対象基体 から離れて成立する安当 既に何らか 実体、属 社

立 対象に於い 完結せず、 しない。 我 ベタは一 般に範疇概念を主観の側にある方法対象としても有しうるが、しかしそれは方法対象で 必然的に主観の側にある方法対象に跨がり、云わば主観的志向の世界に関与せざるを得す、 従つて対象基体を主語とし妥当存在を述語とする主語 てあつたものなのである。 ところが範疇の 中でもこの価値乃至所属範疇の 述語の範疇関聯は単に対象それ自体の関聯 みは方法対象としての ある前に 専らその媒介 み 既に本来 しか戌

味存在で

あると云う。

価値論理の所属範疇への基礎付

#### 百 学 第二十七號

かにすることが出来る。蓋し、存在であり乍ら存在自体性のない価値は存在自体性のある対象基体の上に実現されたしい存在論的事態が出来するかと云う点を考察することによつて始めて価値述語の存在論的乃至範疇論的性格を明ら を予期することとなるのである。斯くて自体性のない価値述語が自体性のある対象基体の上に実現されて ものであつて見れば、本来対象としての対象基体の上に読みとられた存在論的事態こそ価値述語そのものの存 性格と考えてよい訳で、以下扱わうとするアリストテレスの所属範疇についての考察も以上の見地から解釈さるべ 価値として始めて本来対象となるのであり、且つ、実現すると云うことが自体性のない価値にとつては正 に本性的 なる新 在論

置されると云うところの資質である」として居る。そしてこの後者の意味からニュッ(三) 味では「所有するものと所有されるものとの或る現勢態である。……衣服を所有するものと所有せられた衣服の中間 前者の意味をとつて居り、所属の範疇の例証として着物を着るとか武具をつけるとかの事柄を掲げて居る。又、トー 慣乃至習性の概念が生じ、とれによつて「德」も亦説明されるのである。しかし範疇としてはアリストテレ に所有がある」と、又他の意味では「よつて以てものがそれ自体に関し、又は他のものに関して善く或いは悪しく配(二) つもの」と「もたれるもの」との中間者としての「所有」であつて、その様な所有とは結局もつものともたれるもの して無関係ではない。蓋し、範疇としての前者は単に「もつ」とか「もたれる」と云う能動・所動の作用でなく、「も に関することであるとして兩者の意味を区別して居るのであるが、私の考えでは、内容的に見てこの兩方の意味は決 マス・アクイナスも前者は単なる「所有する」habere に関することであるが、後者は或る「状態にある」se habere アリストテレスはその形而上学で所属乃至所有 いるの、habitus, どxen, habere の範疇を説明して、それは一つの意 コスの倫理学等で用 5 れる習

se habere in seipsa と云うことがものの自らの本性に指向すること in ordine ad naturam rei に当り、「他に関 意味で或るものが自らに関し或いは他に関し善く或いは惡しくある資質乃至状態と云う時も、善いとか惡いとかはも positio quaedam in ordine ad naturam rei vel operationem ejus として居るが、丁度「自らに関し適合する」 との間にある適合性乃至合宜性以外の何ものでもない。着物を着ると云うことは着る実体が着物を現象することでな するとと in ordine ad operationem ejus quae est vel finis vel via in finem に該当する訳である。之は恰も前 し満合する」se habere ad aliud と云うことがものの(自ら以外の)目的乃至手段であるところのその働きに指向 クィナスは之を註釈して「所属とはものの本性へか、その働きへか何れかへ指向する資質である」 章に扱つたそれ自身の爲に適合する狭義の価値述語と自ら以外の他のものの爲に適合する手段述語との区別に相応す(五) のが自らに関し適合するかしないか、ものが他に関し適合するか、しないかと云うことに他ならない。トーマ 着る実体とは一応独立に成立した着物が先づその実体に適合することを意味して居るからである。そして後者の habitus est dis-

qualitas adventitiae として主語に関してもつとも外的な述語的なものと考えられ、又他の場合には一つの状態とし る。この故にこの所属乃至習性を共に適性範疇と名付けて差支へない訳であるが、却説、アリストテレスに於いても 内容的には区別せられる程のものでなく、適合性乃至合宜性と云う共通の内容を通じて矢張り一つのものと考えられ つたのである。 結局、所属の範疇としての意味とせられる第一の意味も、習性乃至習慣としての意味とせられる第二の意味も共に スに於いても未だこの適性範疇が必しも他の性質乃至状態等の属性乃至偶性範疇から明確に区別されては居なか 即ち、それは或る場合は性質の一つと算えられ、しかも性質の中でも「外から附加される様 な性質し

るととで、特に注目すべき点であろう。

.

前値論理の所属範疇への基礎付

その範疇自らの存在性格に基いて実体に対して外的であり乍ら専ら属性範疇と偶性範疇に於ける他者性格に相似して 居ると云う事情に由来するのである。 所属範疇が属性範疇の「性質」や偶性範疇の「状態」と混同されるのは、 性範疇と共通であり、 依つてである」 ens in al.o et per aliud と云う存在性格を有して居り、之が実体範疇の自体性と何ら共通交錯する であつて、範疇の独立性を疑われることは一見困つたことであるが、 てそれは考えられて居るのである。との様に所属が性質と云う属性範疇や状態と云う偶性範疇に対してどっちつ(七) ところがないことも上述したところであるが、その代りこの範疇は「他に於いてである」 ens in alio と云う点で属 柄で之を通じて遂にこの性格の理解に進むことが出来ると考えられる。上記の如く所属範疇は「他に於いて且つ他 しかし 般に現象的状態が変動極りないのに対して「比較的に恒常的な状態」dispositio difficile mobilis 又「他に依つてである」ens per aliud と云う点では偶性範疇と全く共通なのである。 実は反つて所属範疇の存在性格から由来し 実はそれが何らの自体性を有しないと云う 间 た事 K

自ら らに依つて」と云う点で必然的である。 徹した樣にはことに貫徹してこないので、この範疇を具体的に考える爲には実体範疇からでなくどうしても対象基体 として前提するところに所属範疇の して之に主体的に規定せられる属性範疇と偶性範疇とを伴うもので、之ら三つの範疇を今度は主体としてでなく基体 に依つてである」ens in alio et 部を構成する属性範疇並びに偶性範疇との比較から考えてこなくてはならない。存在性格が「他に於いて、 て所属範疇が実際に成立する爲に必要な前提要件をなす対象基体は単に実体範疇のみでなく、実体範疇を中心と 面目も存する訳であるが、 per se ところの属性範疇は「他に於いて」と云う点で事物 即ち、 それは独存する事物としてでなく実体本質の中に含まれる一般者理據 実体範疇の主体的自体性はもは や属性 內在的 ・偶性範疇 であり、 月つ K 貫

とつての偶然性を具有して居る。性格の兩要素は一見矛盾して居る如く思われるが、これは所属性が実体本質内に深 味では事物内在的であつて本質と共に必然的に恒久的であるかの様であるが、他面「他に依つて」と云う実体本 範疇はその「他に依つて」と云う点で偶然的であり、「自らに於いて」と云う点で事物的である。 る存在様式である。又存在性格が「他に依つて、且つ、 であるが、然し本質内にある限りに於て実体本質が生じて滅びない限り、それと共に何らかの意味で必然的に存立す としては実体の偶性的現象乃至状態に依存はするけれども、それだからとて偶性の如く変転常なく、恒常性の何の保 く根を下ろすけれども、 あるが、必然的に事物的なるものの外にある以上自らも偶然的乍ら事物的たりうるものである。これに対して 本質の外に原因される個別者現象であるが、実質本質の外にある限り、本質の滅失なくして滅失しうる偶然的存在で 証もないものでなく、 本質に外から加えられた、本質にとつては寧る偶発的に獲得された存在様式を示して居り、又所属性が偶発的なもの いて、且つ、他に依つてである」ens in alio et per aliud 後驗的乍ら実体本質の中に定着させられる資質としての存在様式を示すものである。 属性の如く実体本質に必然的な不可欠のもの、 自らに於いてである」ens per aliud et in se ところの存在性格なる所属性は「他に於いて」と云う意 実体本質に先驗的なものとしてでなく、 卽ち、それは実体 ととろの 他 実体 質に に於

基体 具有する基体主語であつて、価値述語は単に主語実体的のものの他自らに先行する述語的属性乃至偶性的なものを含 めた一切を前提し、 妥当存在たる価値述語が対象基体たる主語に帰属させられる時、実体主語は既に属性述語なり、偶性述語を自らに の上 一に惹起せられた新しい存在論的事態がかのラヴェツソンによつて独自な仕方で注目された「習慣」なのであ 獲得された習慣とは一つの変化の結果として生じた習慣である。……一変化の結果として、 云わば、之らに一つの完成態を与えるものである。そして妥当存在の附与によつてこの(八) 様な対象

価値論理の所属範疇への基礎付

されることは、そのものの本質乃至本性に由来する云わば属性的な帰結としてでなく、全くそのものに本性的でない 動し「所動」「時間」「空間」の綜括とも云えることで、これを実体の現象乃至「はたらき」と呼び代えることも出来 措き、アリストテレスにしてもラヴェツソンにしても習慣の成立はものにとつて後驗的な或る動かされ方乃至変容の 異つた第三者の媒介を要すると云う上述して来た事態を暗示するものとして特に興味を惹くのであるが、それはさて うけるものは度々或る仕方で動かされることによつて習慣を得る」と云つて居ることの敷衍とも云えよう。このアリ 変化に向うととろの素質なのである」。と云つて居るが、これはアリストテレスが「自らに生具でないものの導度をは、これはアリストテレスが「自らに生具でないものの導度を 生み出した当の変化に関して得られた習慣なのである」と云い、又「習慣を生み出した変容が永く続けば続く程、又(元) よう。そして「習慣」が成立するためには彼らによれば必ず現象乃至「はたらき」の反覆が前提されるのであつて、 る爲には他面必ず現象的な「状態」を前提すると 云うことである。 この 「状態」 はその他の偶性的諸範疇たる「能 反覆を前提すると指摘して居る。つまり所属性は一面「性質」の様なものとして定着されるとしても、それが成立す 反覆されればされる程習慣は愈く力弱くなる。それ故習慣とは一変化の連続又は反覆によって生れ、しかもこの当の ストテレスの言句の中で「ものが自らに生具でないものの導きをうける云々」とあることは、価値述語がものに附与

云わば一種の統計的状態が要求されて居るのである。

ものとして各個事物的に規定されなくてはならない。そしてこの各個偶発的に生起する個別現象乃至「はたらき」が 帰納的に集計されてくるとそとに統計的に反覆することを保証された種々の集団現象が生じてくるのであつて、通常 制して居るが、それは飽くまで規制であり枠であつて、眞に個別的に現象するものは因果律によつて実際に生起する 元来、実体は理由律に基いてその本質から導出される属性の一般者的な枠によつて自らの個別的現象を先驗的に規

の内 的的に適合するところの集団現象のみが撰択的に規定せられるのである。かくして「習慣」は決して単に蓋然的に止まらず、その実体の本質自身に対してか、或いはその実体の本質以外の他の目的に対してか何らかの意味で dispositio requiritur, ubi subjectum est in potentia in qua multa concurrunt と云つて居るが、この多くの(十二) すると云うことはそれがもはや単に「他に依つて」 per aliud 外的統計的規定による無原理のものでなく、目的に対する適合性の原則即ち、目的律をかの撰択の原理となすところ 依據する時、始めて善惡の評価の対象となる様な「習慣」が成立するのである。つまり実体の単なる集団的統計現 のへの能有性 potentia ad multa の一つの現実への推移が純然たる機械的偶然に委せられないで一つの撰択原理 の実在可能な集団現象の競合の中に一定の撰択原理が働くことに よつて成立し た一集団現象に他なら ない。 トー 然性なく、 たに他ならない。統計的規定性は決して内的規定でなく、外的な関聯からたまたまそうなつてしまつたと云う因果律 て同様なことの反覆が永続する場合があつても、それは予め意図されてその様になつたのでなく、 の統計的反覆現象を前提するが、それは習慣的過程が単なる蓋然的な現象過程に止まる こと を 意味するもので の現象法則は凡べてとの意味での統計的蓋然値を有するものに過ぎない。「習慣」はその成立に必ずとの様な何らか の結果規定 的規定性に基く一 アクイナスも「習慣的素質は実体が多くのものの競合する能有の中に存する場合に要求せられる」、 habitualis 的状態はもともと各個現象単位の偶発の集計であつて、蓋然的とは本性的に偶然的なことなのである。従つ 一可能性の上から云えば相異する種々の集団現象が成立してよいのである。そして「習慣」はこの様な幾多 effectum ab causa efficiente であつて、その様なものであるだけに必ずしもそれは現在の様になる必 種 の状態乃至「はたらき」に相応する。 との偶性的な現象範疇のものでなく、 実はこの様な状態乃至 「はたらき」 何らかの意味で合目 かゞ たまたまそうなつ 「他に於いて」 內的 規定性

果律に基き「状態」現象の結末について責任をとらず、唯くその出発点だけを規定するのに対し、「習慣」の模據と しめられる恒久性を有して居るのである。それは先験的には最も外的な述語であり乍ら、後験的には実体主語に深く の內的規定性(目的性)であり、この故に專ら偶性的「状態」を規定するもの乍ら属性と同様実体本質に深く內属せ(十四) 據としては寧ろ適性 convenientia の名称を以て呼ぶ方が一層剴切であろう。 内属するに到る全く新しい範疇的存在様式であつて習性乃至所属性 habitus と云らべきも、価値的なもの一般の根 態」現象を単に規制するのとは異なり、反つて偶性範疇と共に「状態」現象を規定するものであつて、偶性範疇が因 in alio と云う実体本質内在の資質になつて居ることを示すものである。それは実体本質に内属する属性範疇が「状 しての所属性範疇は「状態」現象をその結末に於いても規定すると云う因果律に於いては到底見出されない現象を局

註(一) このことは上述した如く、スコラ学に於いて善 bonum と眞 verum とが存在 ens と代置せられるとしても、單なる 人を以て成立する事態に相応ずるものである。 存在概念でなく、存在が意志に関して善であり、存在が理性に関して眞であると云う訳で、常に価値概念が主観の志向性の介

温(11) Aristotelis Metaphysica, Lib. V.C. 20, 1022b: ἕξιε λέγειαι οἰον ἐνέργειά τιε τοῦ ἕχοντοε καὶ ἐχομένον ······του έχουτος εσθήτα και της έχομένης εσθήτος έστι μεταξύ έξις. (Habitus dicitur tanquam actio quaedam habentis et habiti.....inter habentem indumentum, et indumentum quod habetur, est habitus medius.)

拙(川) Arist, Met., 1022 b; ξει λέγεται διάθετις καθ' ήν ή εδ ή κακῶς διάκειται τὸ διακείμενου, καὶ ή καθ' αὐτὸ ἡ πρὸς ἄλλο οἶον ὑγίεια εξις τις. (Habitus dispositio dicitur, secundum quam bene et male disponitur dispositum, et aut secundum se, aut ad aliud; ut sanitas est habitus quidam.)

温(回) Thomas Aquinatis Summa Theologica, Q. L., Art. 1. 2. 4. 物壁°

一般に適合性と価値とが関聯する事は次のトーマス・アクィナスの引用からも明らかである。但し、括弧内は自分が挿

Thomas Aquinatis Summa Theologica, Q. L. Art. 2.; Modus conveniens naturae rei (et operationi ejus) habet 入したのであるが、その意味は單に自己本性への適合としての自己適合(価値述語)の他に、自分以外の他の目的に向よ働き rationem boni. (事物の本性(並びにその働き)に適合する様式は善の理據を有す)。 への適合としての他者適合(手段述語)も一種の善(手段的善としての有用性)に属することを示したかつたからに他ならぬ。

盐(代) Thomas Aquinatis Summa Theol., Q. L. Art. 2.

趙(七) op. cit.

完成態は e.epyeca に通ずるが、独逸語で Fertigkeit と云ふ時それは「仕上げ」「完成」更に「技能」等となり、

結局、 所属性は存在規定を完結する最後の存在様式を示すことが暗示せられる。

註(允) Ravaisson; De l'habitude, 1838. ラヴェッソン著 野田又夫訳「習慣論」岩波文庫版、七頁参照。

註(十) 上揭書八頁参照。

描(十一) Aristotelis Ethica Eudemia, L. II. C. Q. 1220 b.

計千三 Thomas Aquinatis Summa Theol., Q. XLIX, Art. 4 et Q. L, Art. 1.

計 子 き 上述したところに於いて狹義の価値述語に相当する善がこの本質自身を目的とする自己適合に当り、手段述語に相当

時の偶然によつて全く後繳的に定まるので、それは統計的監然的にしか予測しえない。之に対して目的律は「働き」乃至運動 あるのに対し、この目的規定は実現する終局並びに可能的過程を旣に出発点の時から內的必然的に撰択規定して居ると云ふ事 定のものを出発点の規定と同時に定めて仕舞ふ性格を有する。そして蓋然的統計的規定が本性上外的偶然的撰択に基くもので の出発点を定めると同時にその終局点をも予め規定するものであつて、因果律による多くの可能的過程並びに終局の中から特 因果律だけの時には「働き」乃至運動はその終局に関して多くの可能的過程を許容する。勿論、何らかの終局に近づくにつれ てそのうちの或る可能的過程のみが撰ばれ、又或る終局点のみが撰択的に実現するのであるが、その様な規定は実は正にその する有益(「役に立つ」)が、この本質以外の他者を目的とする他者適合に相当する。 因果律は「働き」乃至運動の出発点のみを規定し、その結果がどの様に規定されるかは全く偶然に委される。

態によつて特に区別されるのである。

### 第四章 価値秩序の形而上学的考察

に適用されるかは旣に形而上学の問題でことで充分に論じえないことではあるが、このことに関する一三の問題を思 以上に扱つた所属範疇を基礎として展開せられる価値論理が「がある」実存の諸領域の各々に対して如何に類比的

明らかに覗い知ることが出来よう。我々は存在や真に対して養を最根源とする主意主義にも、 るのであつて、自体性のない存在たる価値妥当存在に対する自体性のある実体・属性・偶性存在の優位をこの点にも りも先づ「存在そのもの」でなくてはならず、次に始めて「善そのもの」であつたり、「真そのもの」であつたりす の価値述語そのものに自体性があると云うことを意味するものではないと考える。自然神学に於いて一般に神は 条件的な自体性を意味することに他ならないと思えるからである。しかし之に対して我々は善そのもの乃至眞そのも ものとすることが出来るかと云う問題である。蓋し、善そのもの、真そのものとは正に善乃至真と云う価値述語の無 のみを首位に置く意味での単なる主智主義にも反対であつて、寧ろ真・善の兩者に対して存在を先行せしめるととろ のは强ち善乃至眞の自体性故に斯 いつくままに提出して置とう。 存在論 先づ第一に価値妥当存在が上記の如く自体性を有しないのに、自然神学に於いてどうして神を善そのもの、真その の立場を支持するものである。 一般に存在と代置しうる善並びに眞について斯くの如く云われるのであつて、このととは決して善乃至眞 く云われるのではなく、それ以前に神が先づ存在自体、 或いは存在そのものである 又存在や善に対して真

何よ

ての から、 なさ 配置でなく、 的であり、 に他 性格を殊更無視するところから生じて来たもの に求めると云う所謂近代的方法なるものは価値附与乃至評価の主観性のみを强調して、 つて完結 次に 神に於いては価値附与と評価との二つの区別はなく、 れる価 ならない。 現実の存在者にして価値 価値述語を主語基体に附与する志向作用は客観的に新しい存在論的事態を現出することであり、 せし 值 「存在は善と代置され」又 客観的対象基体に於いて実現する存在論的な秩序に他ならない。 められ、 許 かくて神による存在者の創造は常に「よしと見給えり」との評価にして同時に価値附与なるもの 価 は従つて一 叉 切の存在者は最後の 般の存在断 的に無関心なるものは一つもありえないのである。 「真と代置」もされる 定と等しく眞僞の なので 範疇たるとの種の妥当存在の附与なしには決して完成 ある。 主観的評価が常に真であり、 別を生ずるのであるが、 のである。 反つて価 値は存在の完結で そして目的論的 しかし 存在者を専ら価値 それが 構造 価値論理の あればこそ一 志向作用の根 は単に 同時 主観 存在論的 に客観的 切 的 L とれ の側 ない 源 0 に中立なもの 存 的 な客観 Ø に対 在は に於ける 価 主 C 体 ある K 附与 とし 価値 的 t

はそれが実存する存在である限 强度を増してゆくととは は単に機動的 的性が成立し、 れども存在的 却 說 如 創造に依つて存在者の各領域には単に存在本性的な実体、 何 な因果原理の支配のみが著しく見られ、より形相的な上層領域に赴くに従つて自然的な目 な 之が我々の に偶発的な機動因の 所属範疇による実存が 事 実で 価値評価の対象となるべきことは云うまでもない。 **あるが、** 9 我 世界にも最少限度の自然的合目的性が成立するのである。 既に 々の 如何 客観的評価の対象となる訳である。 実現 に質料的 せられて居るから、 な ものでも少くとも自己の 属性、 そとには 偶性 「先天的 勿論、より質料的な下部領域に於いて の諸範疇の外に本性附 形 相 を有し な習慣」とも な それ故 H れば実存者であり得 云 うべ Ŕ 加 的 的規定原理が 切の実存者 き自然合目 ではあるけ

て我 於いても一種の習慣附与に伴つて経済的な価値を実現しうるのである。一般に「生産」とは有用性と云う「手段 によつて「習慣」を得せしめうると考へる。石炭は山の中に埋没した儘の時に比し、 が成立する。この様な価値附与は自然本性的な対象基体に於ける後天的な習慣の形成として現れてくるので各領域如何に従つて種々の異つた実質価値を形成し、とこに自然的実存者の領域秩序に相応する文化価値の せし 居るのは実は人間に対するこの様な手段述語(有用性)の附与は 種の手段述語の附与である限り、生産的労働の一種と考えられるのであるが、 附与を意味するもので、その行為が労働である。更らに進んで動物の制御訓練、人間 - 4生命ある段階領域に到つて始めて現われらると云つて居るが、我々は生命のない物質に合目的性を附与 し、ここに習慣 とれに対して我 々は物質に対する労働によつてとの様な経済的な価値を実現するので、その他植物の栽培、 められた時に より合目的的な適性を有するものであつて、この様な場合も一つの「習慣」と見るのである。 と云うのは最も広義に解せられたそれである。ラヴェッソン等によればかかる後天的 々人間の主観的志向作用に基いて附与せられる価値述語はその対象となる既に創造された実存者 かりでなく、狭義の意味での価値述語の附与を意味(六) 本来我 運搬によつて暖爐の 々が「教育」と厳密に云つて の職業的養成等の 動物の畜 な合目的 教育行為も 産等何 近 あるが、 位階秩序 くに するとと

述語附与行爲は必ずしも人間のみを対象とせず、広く物質領域にも及ぶもので所謂、文化財 そして ح の場合これ は「教育行爲」と呼 はれずして創作行為と呼 ばれるの である。 (書籍、芸術品)

する

、ある。

そして之が

知育、

徳育としての本来の教育で、

人間を人間以外の目的

に対して合宜的

即

ち有用

な

めるのでなく、

人間をその本性自身に対して合宜的、

即ち、

善ならしめるものである。

しかし又と

様な狭

以上思いつく儘に無系統に二三の問題を拾つて見たのであるが、これはこの論稿の本題でなく、所詮他 日に期する

他ないのであるが、この様な価値論理の形而上学的適用がやがて自然神学、経済哲学、社会哲学、文化哲学、

等諸分野にも何らかの新しい展望を齎すであらうことを期待しつつ筆を措く。

的に自らの自身の存在であることを意味して居る。従つて「眞そのもの」も、「善そのもの」も眞なり善なりが「何かの眞乃 至善」でなく、眞なり善なりが正に自らの本質をなすものを意味する。そこで自体性のない眞或いは善についてどうしてこの 「存在そのもの」乃至「存在自体」とは存在がそのものの正に本質であること、存在が「何かの存在」でなく、無制約

樣な云ひまわしが出来るかと云うことが現在の問題である。

註(二) 「はたらき」には「がある」esse「活きる」vivere「識る」 intelligere の三段階があり、神は「がある」が実体(本 質)であるものであり、更に「活きる」が実体であるものであり、結局「識る」が実体であるものである。かくて神に於いて る。それ故に神こそ純粹現実者(純粹作用)actus purus であり、根源的主体であつて、被造物の主体に従属する偶性として は「はたらき」は実体と区別された偶性でなく、正に実体であり、最高級の「はたらき」そのものが正に神の主体なのであ の作用はすべてその分与としてのみ理解せられる。

註(三)「先天的な習慣」とは一種の形容矛盾の様であるが、本能等の自然合目的性等この意味で容易に理解出来よう。 註(四) ここに客観的と云ふのは、評価が一定の存在論的事態に 対 し て 行はれる場合には評価に賃貸の区別が生ずるのである ここで云ふ意味はもつと廣義のもので自然に於ける一切の攝理的配合に基いて事物に附与せられた合目的性を総称する。 が、その眞なる許価と云ふ意味である。そして眞なる許価の対象は眞に価値ある対象のことで、実存的存在者が一般にその樣 なものであると云ふことは自然価値の肯定に他ならない。

その志向性は生産、労働、教育、創作(制作)等に於いて具体化せられる。 後大的な習慣とは本来の字義通りの習慣で人工的配合に基いて事物に附与せられる凡ゆる合目的性を総称する。そとて

註(六)本論女一六頁以下並びに二一頁及び同頁註(五)る照。